ぐんま版消費者教育教材 (特別支援学校高等部向け)

けいやく

2-2 契約をやめられるとき

群馬県 生活こども部 消費生活課 令和6年3月改訂 契約が成立すると・・

お互いに契約内容を守る義務



いっぽうてき

一方的にやめることはできない

契約をやめられる場合もあります

取り消し

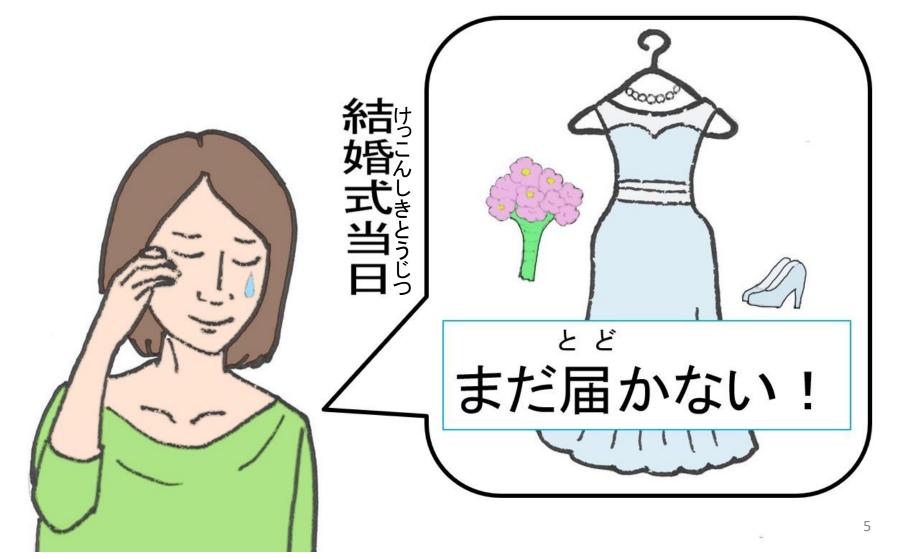
どんなとき?

かい。終約

うてなかて たが たがお互いに契約を

やめると決めたとき

相手が約束を守らない(契約違反があった)とき



だまされたり、脅されたりして



商品が最初からこわれていたとき



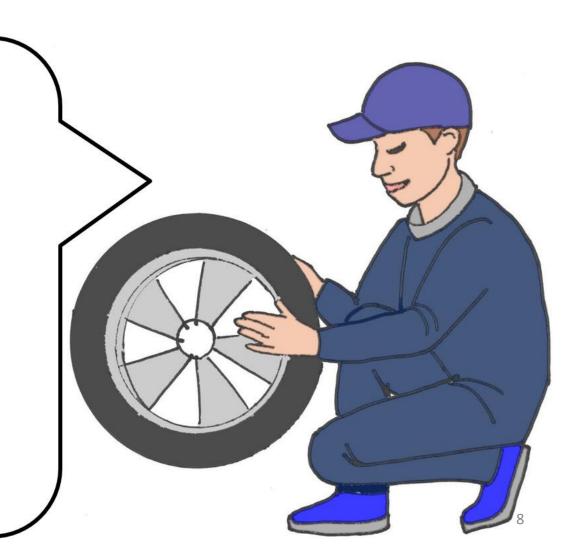
せつ めい しん けいやく

うその説明を信じて契約してしまったとき

タイヤがすり

減っている こう かん から交換して

ください! ぅ ϵ (嘘だけど...)



3, 1)

不利になることを言われなかったとき

ょ なが 良い眺めでしょう (そのうち前に 高層マンション 建っちゃうけど)

かならず値上がりすると言われたとき



ねが

お願いしても帰ってくれないとき

が買わない

から、

かえ

帰って!



帰りたい」と言っても

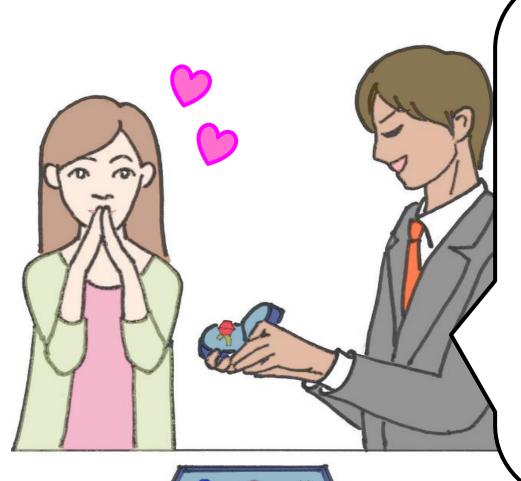
かえ かえ かん ゆう

店から帰らせてくれず勧誘されたとき



不安にさせて契約させたとき





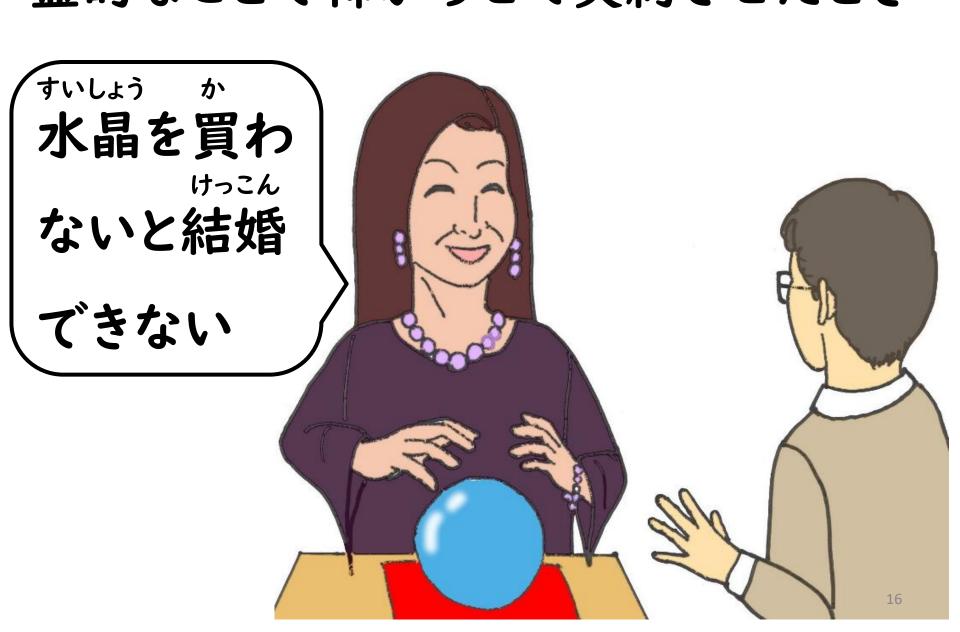
僕がデザイン したジュエリー 買って! 買ってくれないと もう会えないよ。

はんだんりょく ていか ひと ふ あん 判断力が低下した人を不安にさせて けいやく

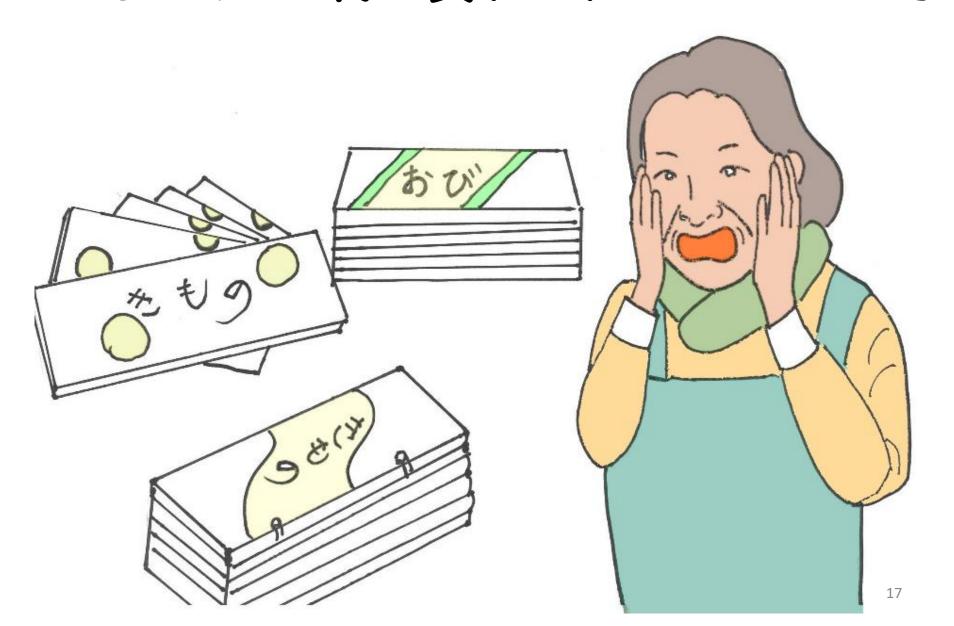
契約させたとき

この健康食品を か買わないと、もっと じびょう かる 持病が悪くなるよ





とてもたくさん物を買わされてしまったとき



契約前にしたことで断れないようにしたとき





帰りにくい場所に連れて行かれ、勧誘されたとき

帰りたいけど、連れて来られたから、ここからの がえ かた ゎ 帰り方が分からない…



かぞく そうだん 家族に相談しようとしたら、「ダメ!!」と言われて、 れんらくでき

連絡出来なかったとき

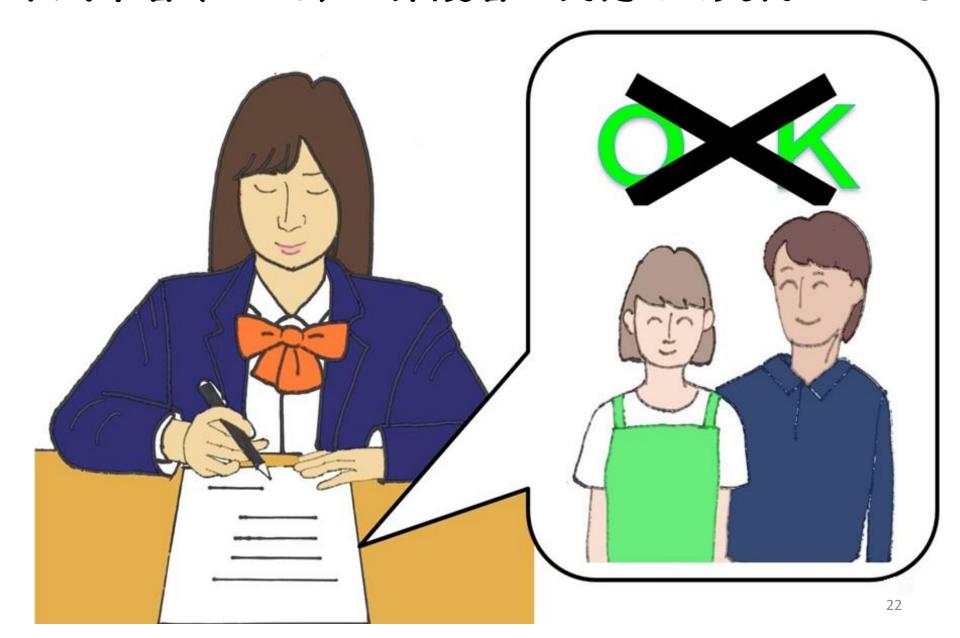


契約する前にかかったお金を払えと言われたとき

断るなら、ここ に来るまでの でん しゃ だい はら 電車代を払っ てください。

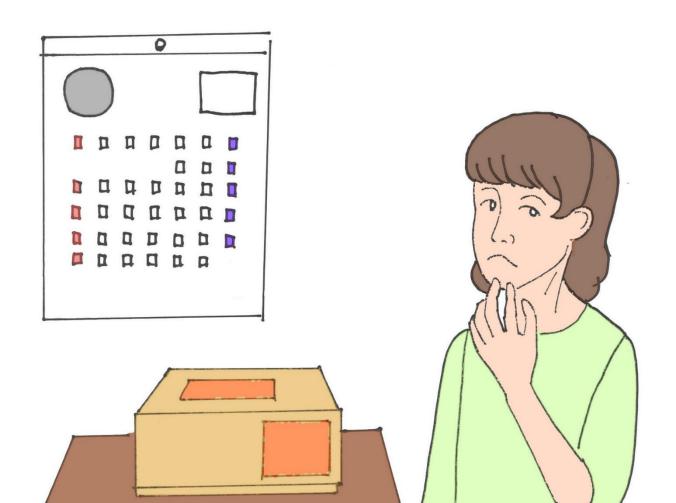


みせいねんしゃ ほごしゃ どうい けいゃく 未成年者(こども)が保護者の同意なく契約したとき



クーリング・オフ期間内に

契約をやめると書面で伝えたとき



「クーリング・オフ」とは

とつぜん

けいやく

ばあい

突然、すすめられて契約した場合

あたま

ひ

頭を冷やして

けいやく

つづ

かんが

契約を続けるか、やめるかよく考え、

いってい

きかん ない

つうち

おく

一定の期間内にやめたいと通知を送れば

いっぽうてき

けいやく

せいど

一方的に契約をやめることができる制度

クーリング・オフができるのは

ほう もん はんばい

·訪問販売

でん わ かんゆう はんばい

・電話勧誘販売など

たまうい じぶん みせ い か ばあい 注意) 自分からお店に行って買った場合や、 インターネット通販などクーリング・オフできない 契約があります。

けい やく せいりつ

いったん契約が成立すると・・

かいやく

あいて はな あ

ひつよう

解約するには相手と話し合いする必要があり、

かんたん

かいやく

簡単には解約できない。



けいやく

こま

契約して困ったときは

しん らい

ひと

そう だん

信頼できる人に相談しよう!



『どうしよう!』 困ったときは

しょうひ せいかつ

そうだん

消費生活センターに相談しよう





ぐん ま けん しょう ひ せいかつ

群馬県消費生活センター **☎**027-223-3001

○月~金曜日:9時~16時30分(電話・来所)※来所は予約制

○土曜日:9時~|2時/|3時~|6時30分(電話のみ)

2-2 契約をやめられるとき

①3頁「契約をやめられる場合」

契約には法的拘束力があり、いったん成立すると一方的に止めることが出来ません。しかし、 状況によっては「契約の取り消し」や「解約」ができる場合があります。自己判断で諦めず、消 費生活センターに相談することも大切です。

「契約を取り消す」と、契約は初めからなかったことになります。受け取った商品が手元に残っていればそれを返し、使ってしまって残っていない場合には返す必要がありません。

- ②4頁「お互いに契約をやめると決めたとき」
 - 契約当事者間の合意により契約を解除。
- ③5頁 「相手が契約を守らない(契約違反があった)とき」

債務不履行による契約解除。(民法541条、542条)

- (4)6頁 「だまされたり、脅されたりして契約したとき」
 - 詐欺や脅迫による契約取消。(民法96条)
- ⑤7頁「商品が最初からこわれていたとき」

商品が最初から壊れていた場合、修理や交換などを求めたにもかかわらず、売主が対応 しない場合、契約を解除することができる。(契約不適合責任)(民法562条、564条)。

⑥8頁「うその説明を信じて契約してしまったとき」

重要事項について事実と異なることを告げた。(不実告知)(消費者契約法4条1項1号)28

⑦9頁「不利になることを言われなかったとき」

消費者の利益になる旨を告げながら、重要事項について不利益となる事実を故意に告げなかった、重大な過失によって告げなかった。(不利益事実の不告知)(消費者契約法4条2項)

⑧10頁 「かならず値上がりすると言われたとき」

将来における変動が不確実な事項について確実であると告げた。(断定的判断の提供)(消費者契約法4条1項2号)

911頁 「お願いしても帰ってくれないとき」

退去するように告げたのに事業者が退去しなかった。(不退去)(消費者契約法4条3項1号)

⑩12頁 「帰りたいと言っても店から帰らせてくれず勧誘されたとき」

消費者の退去を事業者が妨害した。(退去妨害)(消費者契約法4条3項2号)

①13頁「不安にさせて契約させたとき」

社会生活上の経験の乏しい消費者の抱いている不安をあおって、契約が必要と告げた。(経験の不足による不安をあおる告知)(消費者契約法4条3項5号)

1214頁「好きと思わせて契約させたとき」

消費者が抱いている恋愛感情等につけ込んだ。(デート商法等・好意の感情の不当な利用)(消費者契約法4条3項6号)

③15頁 「判断力が低下した人を不安にさせて契約させたとき」

判断力が低下した高齢者等の不安をあおる。(判断力の低下の不当な利用)(消費者契約法4条3項7号)

1416頁「霊的なことで怖がらせて契約させたとき」

霊感等の特別な能力により、消費者の不安をあおり、契約すれば不安が解決すると言われた。(霊感等による見地を用いた告知・霊感商法等)(消費者契約法4条3項8号)

1517頁 「とてもたくさん物を買わされてしまったとき」

消費者にとって通常の分量を著しく超えることを知りながら、消費者を勧誘し、契約させた。(過量契約)(消費者契約法4条4項)

1618頁 「契約前にしたことで断れないようにしたとき」

契約を結ぶ前に行ったことを理由に、強引に代金を請求された。(契約締結前に債務内容を実施等)(消費者契約法4条3項9号)

①19頁 「帰りにくい場所につれて行かれ、勧誘されたとき」

消費者に勧誘することを告げずに、消費者が任意に退去することが困難な場所に同行して勧誘された。(消費者を任意に退去困難な場所に同行して勧誘)(消費者契約法4条3項3号)

1820頁 「家族に相談しようとしたら、「ダメ!!」と言われて連絡できなかったとき」

消費者が勧誘を受けている場所で、契約するかどうか電話やメールなどで家族などに相談しようとしたら、相談してはダメと相談を妨害されて勧誘された。(契約締結の相談を行うための連絡を威迫する言動を交えて妨害)(消費者契約法4条3項4号)

1921頁 「契約する前にかかったお金を払えと言われたとき」

契約をする前に、契約締結を目指した事業活動を実施し、これにより生じた損失の補償を請求する旨を告げた。(契約前活動の損失補填請求)(消費者契約法4条3項10号)。

2022頁「未成年者(こども)が保護者の同意なく契約したとき」

社会経験の少ない若者を悪質商法などから保護するために、未成年者の契約は法定代理人(保護者)の同意が必要であり、法定代理人の同意を得ずにした契約は取り消すことが出来る(民法5条1項、2項)。

②123頁 「クーリング・オフ期間内に契約をやめると書面で伝えたとき」

訪問販売や電話勧誘販売、連鎖販売取引などで慎重に考える時間の無いまま契約してしまった場合、一定期間内に証拠の残る方法で通知を送れば、無条件で申込の撤回や、契約の解除が出来る。